

北海学園大学経済学部規則

(目的)

第1条 この規則は、北海学園大学(以下「本大学」という。)学則第3条第2項に基づき、本大学経済学部(以下「本学部」という。)に関する事項を定める。

2 本学部の教育課程等に関する必要な事項は、学則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学科及び教育研究上の目的)

第2条 本学部に、次の学科を置く。

(1) 1部経済学科及び1部地域経済学科

(2) 2部経済学科及び2部地域経済学科

第2条の2 経済学科では、経済現象の本質や法則性を解明する科学としての経済学を、理論・歴史・政策の側面から考察し、経済への基本的理解と経済現象への洞察力を養成し、もって幅広く社会の発展に資する人材の育成を目的とする。

地域経済学科では、地域の経済や社会を総合的・具体的に分析する能力を養成し、地域社会と地域住民が求める地域経済の活性化に資する教育と研究を展開し、もって幅広く社会の発展に資する人材の育成を目的とする。

第2条の3 経済学部1部に入学した学生は、別に定める基準により、教授会の議を経て、2年次から1部経済学科又は1部地域経済学科に所属する。

2 経済学部2部に入学した学生は、別に定める基準により、教授会の議を経て、2年次から2部経済学科又は2部地域経済学科に所属する。

第2条の4 経済学部1部及び2部に入学した学生は、2年次の履修登録時に所属の学科におけるコースを選択する。

(授業科目及び単位)

第3条 本学部学生(以下「学生」という。)の履修すべき授業科目の名称、区分、単位数及び年次配当は、本大学学則(以下「学則」という。)別表1(1)及び(2)並びに学則別表2(1)及び(2)をもって定める。ただし、教授会の議を経て、休講又は年次配当を変更することができる。

(単位数の計算方法)

第4条 演習の単位数の計算方法は、学則第20条第3号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

2 外国語科目のうち学則第20条第2号ただし書きの規定により、15時間の授業をもって1単位とするものは、別に定める。

(履修手続)

第5条 学生は、指定する期間内に所定の様式によって、その年度に履修しようとする授業科目を願い出て、学部長の許可を受けなければならない。

2 履修方法に関しては、別に定める。

(試験)

第6条 試験は、その授業科目の授業の終了した学期末に期間を定めて行う。ただし、必要に応じて臨時に試験を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、本学部において特に必要と認める場合は、追って試験を行うことができる。

(成績の評価)

第7条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の五種とし、秀・優・良・可をもって合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

(単位の修得)

第8条 学生が単位を修得するためには、履修した授業科目の担当教員が行う試験に合格しなければならない。

(入学前の既修得単位)

第9条 学則第26条の規定により認定または与える単位、及びこのうち本規則第14条に規定する卒業

要件に算入する単位の決定は、別に定める基準に基づき、教授会の議によるものとする。

(他大学授業科目の履修等)

第10条 学則第24条の規定により他の大学等で履修した単位、又は学則第15条の規定により外国の大学に留学して履修した単位の認定、及び在学期間の算入、若しくは本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の決定は、別に定める基準に基づき、教授会の議によるものとする。

(大学以外教育施設等の学修等)

第11条 学則第25条の規定により単位を与える場合の単位、及びこの単位のうち本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の決定は、別に定める基準に基づき教授会の議によるものとする。

(進級)

第12条 各年次への進級は修得単位による制限をもうけない。

(卒業論文)

第13条 卒業論文の履修方法、評価及び単位数の決定は、別に定めるところによる。

2 前項の単位は、第14条に規定する卒業要件に算入しない。

(卒業要件及び学士の学位)

第14条 本大学を卒業し、学士(経済学)の学位を得るためには、1部にあつては、学則第32条第1項第1号又は第2号に定める単位を、2部にあつては、学則第32条第1項第3号又は第4号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第32条第2項の規定による、卒業要件の細目は、次のとおりとする。

(1) 経済学部1部経済学科にあつては学則別表1(1)-1及び1(1)-2及び1(1)-3により、地域経済学科にあつては学則別表1(2)-1及び1(2)-2及び1(2)-3により次の単位を修得することを要する。

ア. A群(基盤科目)外国語 英語4単位を含み8単位必修, A群・B群で20単位以上

イ. C群～I群(専門科目)については、備考欄において各群ごとに示される必修単位数を含め84単位以上

ウ. A群～I群及びJ群(関連科目)で28単位以上

(2) 経済学部2部経済学科にあつては学則別表2(1)-1及び2(1)-2及び2(1)-3により、地域経済学科にあつては学則別表2(2)-1及び2(2)-2及び2(2)-3により次の単位を修得することを要する。

ア. A群(基盤科目)及びB群(教養科目)で20単位以上

イ. C群～I群(専門科目)については、備考欄において各群ごとに示される必修単位数を含め84単位以上

ウ. A群～I群及びJ群(関連科目)で24単位以上

(大学院学生の履修)

第15条 本大学大学院の学生が、経済学部の授業科目の履修を希望するときは、教授会の議を経て、許可することができる。

(転学部・転部及び転学科)

第16条 学則第13条の規定による、転学部の願い出があつた場合、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 1部と2部の間の転部又は経済学科と地域経済学科の間の転学科を希望する者については、教授会の議を経て、許可することができる。

(編入学・転入学)

第17条 学則第12条・第13条の規定により編入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ教授会の議を経て、許可するものとする。

2 前項の規定により編入学又は転入学した者の入学前に履修した単位の認定、及び本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定、並びに本大学における在学期間の認定は、教授会の議によるものとする。

(研究生)

第18条 本学部において特定の事項について研究しようとする者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、研究生として許可するものとする。

2 研究生の取り扱いについては、別に定める規程による。

(委託生)

第19条 本学部の特定の授業科目について、公共団体等より修学を委託される者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、委託生として許可するものとする。

(科目等履修生)

第20条 本学部の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を願い出る者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として許可する。

(特別聴講学生)

第21条 単位互換協定に基づき、本学部において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として許可する。

2 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(準用)

第22条 本規則の規定は、研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生に準用する。

(学籍異動)

第23条 学生の学籍異動に関する事項については、学則及びこの規則の定めるところによるほか、別に定めるところによる。

(学生への告知)

第24条 学生に対する告知は、掲示をもって行なう。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の適用は、学則附則第2項を準用する。

附 則

本規則第3条の規定について、平成11年4月1日施行の学則別表2の(1)及び(2)は、平成10年度入学生にもこれを適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本規則第3条の規定について、平成12年4月1日施行の学則別表1(1)及び(2)、学則別表2及び(2)は、平成10・11年度入学生にもこれを適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第12条の規定については、平成18年度入学生からこれを適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。